

## 6-2 教職課程委員会に関する事

### (1) 教職課程委員会（規定の抜粋）

#### (組織)

委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教員養成支援センター長
- (2) 教員養成支援副センター長
- (3) 各教科等担当者から選出された専任の教員 各 1 人
- (4) 学長が特に必要と認める者 若干人

#### (任務)

委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教職課程運営の基本方針及び実施に関する事。
- (2) 教育実習運営の基本方針及び実施に関する事。
- (3) 教育実習校の選定及び折衝に関する事。
- (4) 教育実習生の配置に関する事。
- (5) 教育実習生のオリエンテーション及び指導に関する事。
- (6) 介護等体験の実施に関する事。
- (7) 教職課程の自己点検・評価に関する事。
- (8) その他、教職課程に関する事。